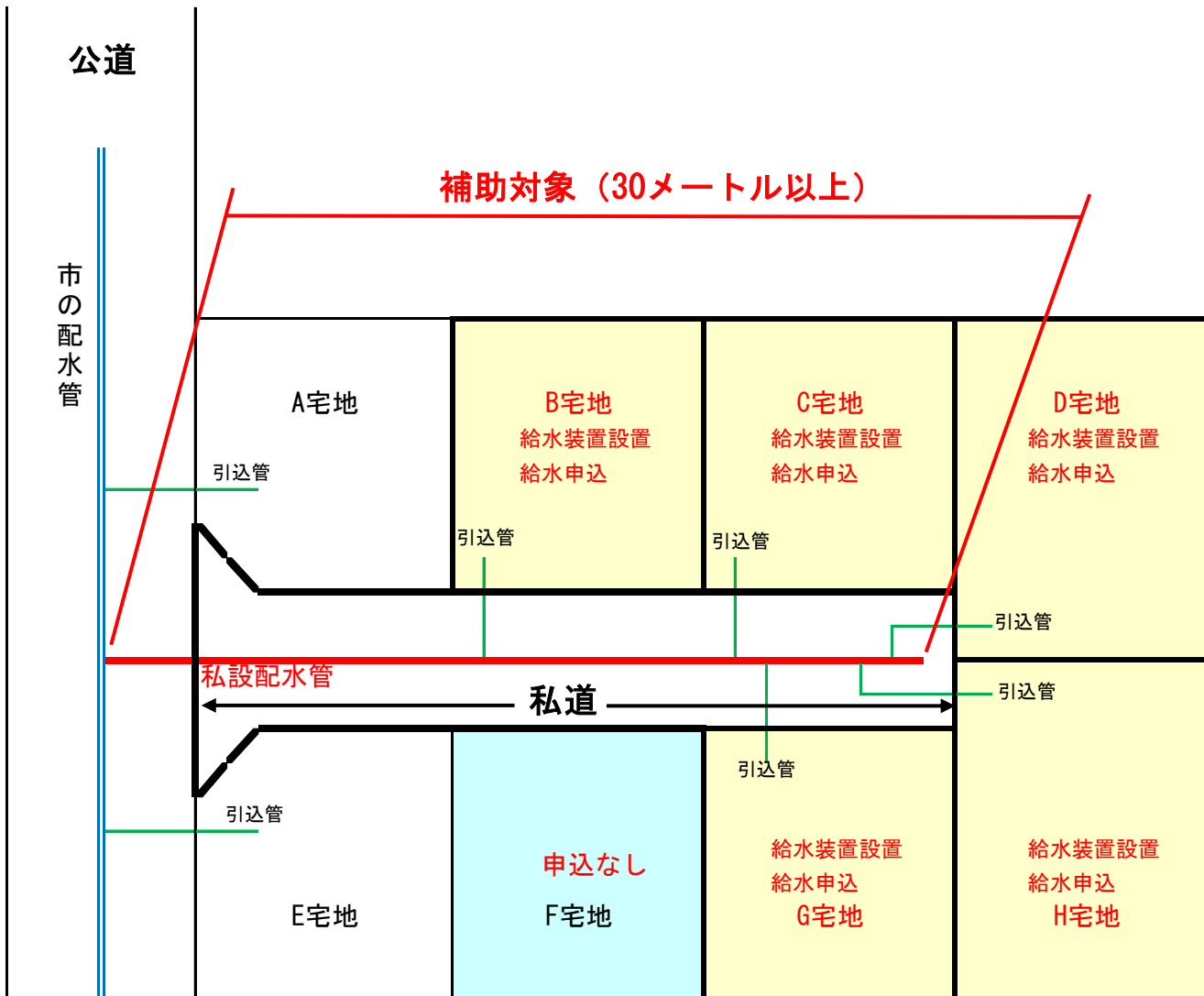


## (1) 共同で水道管を設置する工事の場合の要件

- 1) 私道に隣接する**建築物が3棟以上**であること。
- 2) 共同で使用する水道管の布設**延長が30メートル以上**で、材質、構造、工事方法が適当であること。
- 3) 私道に隣接する**建築物が5棟以上の場合**は8割以上、**3又は4棟の場合**は**3棟以上が工事に併せて給水装置の設置と給水の申込みが予定**されていること。
- 4) 私道に隣接する建築物の**所有者が3人以上**であること。
- 5) 開発行為、業務用の建築、共同住宅、貸家などの建築等を目的にした工事でないこと。



A宅地とE宅地は公道から水道管を引き込んでいるので対象にはなりません。

要件(3)により、私道に隣接する建物が6棟のため、5棟(8割)以上の給水装置の設置、給水申込みが必要となります。

口径毎の建築できる件数

| 配水管の口径 | 建築できる件数<br>メーター口径φ20mmの場合 |
|--------|---------------------------|
| φ30mm  | 3件                        |
| φ40mm  | 6件                        |
| φ50mm  | 10件                       |
| φ75mm  | 27件                       |